

参考資料

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第2次）達成目標の進捗状況
- 3 用語の解説（50音順）
- 4 食育基本法
- 5 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 6 長野県食育推進計画評価策定委員会設置要綱及び同委員名簿
- 7 長野県食育推進計画（第3次）策定経過
- 8 食育推進担当窓口

1 指標・目標の一覧

目指すべき姿

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2016> 18.1% 48.5% 32.0% 57.2%	33% 63% 47% 72%	国第 3 次食育推進 基本計画の目標値 を参考にし、現在 より約 15%増を目 指す	県民健康・栄 養調査
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児 童・生徒の割合	<2016> (小 5) 28.1% (中 2) 39.1%	減少	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	児童生徒の 食に関する 実態調査
家族や友人等 2 人以上での食事、楽しい食 事をする人の割合 (15 歳以上) 朝食 夕食	<2016> 58.4% 73.1%	現状維持	現状維持とする	県民健康・栄 養調査
朝食を欠食する児童生徒の割合	(小 6) 3.2% (中 3) 5.0%	現状以下	第 3 次長野県教育 振興基本計画の目 標値	全国学力・学 習状況調査
朝食欠食率 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2016> 38.8% 17.5% 14.9% 10.5%	15% (30 歳代は増加 させない)	国第 3 次食育推進 基本計画の目標値	県民健康・栄 養調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2016> 38.7% 40.3% 39.8% 52.1%	55%以上	国第 3 次食育推進 基本計画の目標値	県民健康・栄 養調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
肥満者 (BMI25 以上) の割合 20~69 歳男性 40~69 歳女性	<2016> 35.2% 19.6%	28% 19%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	県民健康・栄 養調査
やせ (BMI18.5 未満) の割合 20~39 歳女性	<2016> 14.3%	減少	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	県民健康・栄 養調査
低栄養傾向 (BMI20 以下) の高齢者の割合 65 歳以上男性 65 歳以上女性	<2016> 10.3% 23.6%	現状維持 22%	健康日本 21 (第 2 次) の指標の目標 値を参考	県民健康・栄 養調査
メタボリックシンドロームが強く疑われる 者・予備群の割合 (40~74 歳) 男性 女性	<2016> 49.6% 15.1%	40% 10%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考 に 2010 年度 (前 計画のベースライン) と比べて 25%の 減少	県民健康・栄 養調査
糖尿病が強く疑われる者・予備群の割合 (40~74 歳) 男性 女性	<2016> 26.7% 20.6%	26% 20%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考 に増加を抑制	県民健康・栄 養調査

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74 歳) 男性 女性	<2016> 68.1% 49.6%	55% 35%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考に 2010 年度 (前計画のペ-スライン) と比べて 25% の減少	県民健康・栄養調査
何でも嚙んで食べることができる人の割合	<2016> 79.7%	79.7%以上	現状より増加	県民歯科保健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある人の割合 (15 歳以上)	<2016> 47.5%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	<2016> 小 5 80.2% 中 2 78.5%	増加	現状より増加	児童生徒の食に関する実態調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある人の割合 (15 歳以上)	<2016> 48.0%	60%	県食育推進計画 (第 2 次) の目標値を継続	県民健康・栄養調査
食育ボランティア数	<2015> 18,522 人	20,000 人	年間 250 人程度の増加を目指す	農林水産省調査
市町村食育推進計画の策定割合 (再掲)	<2016> 51 市町村 (66.2%)	100%	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	農林水産省調査

県民の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
若い世代の野菜摂取量(1人1日当たり) 20~49歳	<2016> 276g	350g	健康日本 21(第2次)の目標値	県民健康・栄養調査
日ごろ塩分を控えるように心がけている人の割合(20~49歳)	<2016> 17.9% 31.8%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
				男性 女性

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合(20歳以上)	<2016> 49.8%	80%	健康日本 21(第2次)の目標値	県民健康・栄養調査
成人1人1日当たりの野菜摂取量	<2016> 304g	350g	健康日本 21(第2次)の目標値	県民健康・栄養調査
果物摂取量が100g未満の人の割合	<2016> 66.1% 49.6%	30%	健康日本 21(第2次)の目標値	県民健康・栄養調査
				男性 女性
食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合	<2016> 42.0%	60%	食品への栄養成分表示の義務化を踏まえ設定	県民健康・栄養調査
				15歳以上
成人1人1日当たりの食塩摂取量	<2016> 10.3g	8g	健康日本 21(第2次)の目標値	県民健康・栄養調査
日頃よく噛むことを意識している人の割合	<2016> 58.4%	58.4%以上	現状より増加	県民歯科保健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	<2015> 836g/人・日	<2020> 795g/人・日	現在の排出量の減少傾向と施策の効果を参考	環境省：一般廃棄物処理事業実態調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
圏域ごとの食育地域フォーラムの開催回数・参加人数	<2016> 10圏域各1回 1,312人	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査

関係機関・団体の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈2016〉 51 市町村 (66.2%)	77 市町村 (100%)	国第 3 次食育推 進基本計画の目 標値	農林水産省 調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭課 調査
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等教 育課調査
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
特定保健指導実施率	〈2014〉 27.6%	45%	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	厚生労働省 調査 (特定健 診・特定保健指 導の実施状況)
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の 評価、改善を実施している特定給食施設の割 合	〈2016〉 65.5%	80%	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	特定給食施 設栄養管理 報告書
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合 を参考	県・長野市調 査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加 (県産農産物利用の飲食店、弁当) (再 掲)	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合 を参考	県・長野市調 査
「おいしい信州ふード」SHOP登録数	〈2016〉 1,298 店	1,600 店	長野県食と農業 農村振興計画の 目標値	農産物マー ケティング 室調査
売上高 1 億円以上の農産物直売所数及び売上 総額	〈2016〉 52 施設 151 億円	60 施設 200 億円	長野県食と農業 農村振興計画の 目標値	農産物マー ケティング 室調査
学校給食における県産食材の利用割合	〈2016〉 45.7%	48%	長野県食と農業 農村振興計画の 目標値	農産物マー ケティング 室調査
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジ ェクト～」協力店登録数	〈2016〉 617 店舗	1000 店舗	第 4 次長野県 環境基本計画 の指標	資源循環推 進課調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
計画的に食育を進めている保育所の割合 (再掲)	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭 課調査
計画的に食育を進めている幼稚園の割合 (再掲)	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等教 育課調査
計画的に食育を進めている小・中学校の割合 (再掲)	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査
食生活改善推進協議会の設置市町村数	58 市町村	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

長野県の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
保育所給食担当者研修会の開催数	〈2016〉 10回	10回	現状維持とする	こども・家庭課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
食に関する出前講座の回数	〈2016〉 51回	増加	現状より増加	健康増進課調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	健康増進課調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2016〉 10保健福祉事務所 72回 (954人)	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2016〉 38回 (2,316人)	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定給食施設等への巡回指導回数	543件			
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	〈2016〉 10保健福祉事務所 34回	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
地産地消シンポジウムの開催	1回/年	1回/年	現状維持	農産物マーケティング室調査
信州の味コンクールの開催	1回/年	1回/年	現状維持	農村振興課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
消費者大学・出前講座等の年間受講者	—	20,000人	第2次長野県消費生活基本計画の目標値	くらし安全・消費生活課調査
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	〈2016〉 実施	実施	現状維持	食品・生活衛生課調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州の食を育む県民会議の開催	〈2016〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課調査
信州の食を育む県民大会の開催	〈2016〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課調査
圏域ごとの地域食育連絡会議の開催	〈2016〉 2回/圏域	2回/圏域	現状維持とする	健康増進課調査
圏域ごとの食育地域フォーラムの開催(再掲)	〈2016〉 10回/圏域 1,312人	10回/圏域	現状維持とする	健康増進課調査

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食生活改善推進員研修会(リーダー研修会) 養成講座	〈2016〉 保健福祉事務所 各 1 コス 8 講座	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
農村生活マイスター認定に係る事前講座の開催	年 5 回 20 人	年 5 回 20 人	現状維持とする	農村振興課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 72 回 954 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈2016〉 10 保健福祉事務所 38 回 2,316 人 543 件	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

2 長野県食育推進計画（第2次）の達成目標の進捗状況

- 1 区分について
 ①：目指すべき姿の指標 ②：県民自らの取組の指標 ③：関係機関・団体の取組の指標 ④：長野県取組の指標
- 2 評価について
 A：目標値に達した B：目標値に達していないが改善傾向 C：変わらない D：悪化している E：評価困難
- ・評価欄の下線部分については、直近値が策定時のベースラインに対してどのように変化したか、変化について統計学的検定を行い、有意な差があった場合はその確率（ $P < 0.05 = *$ 、 $P < 0.01 = **$ ）を記載。
- ・検定を行ったデータは、平成17年国勢調査男女計人口を基準人口として年齢調整値を算出し、年度による人口構造の違いを補正した。統計学的検定ができない項目は実数の比較を行った。

※…今後調査又は今後集計

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	目標値 (H29)	評価	
I 信州の食を育む環境づくり	①	食育に関心がある県民の割合 (15歳以上)	<H22> 51.5%	54.0%	—	—	48.0%	—	65%以上	<u>C</u>	
	②	食育ボランティア数	<H23> 17,338人	17,994人	18,111人	18,522人	※	※	20,000人	B	
		家族や友人等2人以上での食事、楽しい 食事をする者の割合(15歳以上) 朝食 夕食	<H22> 61.2% 74.6%	65.4% 77.9%	—	—	58.4% 73.1%	—	80%	<u>C</u> <u>C</u>	
	③	市町村食育推進計画の策定割合	46市町村 (59.7%)	48市町村 (62.3%)	52市町村 (67.5%)	52市町村 (67.5%)	51市町村 (66.2%)	※	100%	B	
		計画的に食育を進めている保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
		計画的に食育を進めている幼稚園の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
		計画的に食育を進めている小・中学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
		食生活改善推進協議会が組織されている市町村数	64市町村	64市町村	63市町村	60市町村	60市町村	58市町村	維持	D	
	④	信州の食を育む県民会議の開催	年2回	年2回	年2回	年1回	年1回	年2回	現状維持	A	
		信州の食を育む県民大会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	現状維持	A	
		圏域ごとの地域連絡会議の開催	10圏域各 年2回	2.1回 /圏域	2回 /圏域	2.2回 /圏域	2回 /圏域	1.5回 /圏域	現状維持	C	
		圏域ごとの地域フォーラム の開催	10圏域 各1回	9回/圏域	9回/圏域	10回/圏域	10回/圏域	10回/圏域	現状維持	A	
		「おいしい信州ふード（風土）」SHOP	140店	368店	888店	1,251店	1,293店	(H30.2月末) 1,335店	800店	A	
		食生活改善推進員養成講座の開催	保健福祉事務所 各1コース	11コース	11コース	8コース	8コース	7コース	現状維持	C	
		食生活改善推進員リーダー研修会	保健福祉事務所 各1コース	10コース	10コース	10コース	10コース	10コース	現状維持	A	
		農村生活マスターの養成講座の開催	年5回	年5回	年5回	年5回	年5回	年5回	継続	A	
	県民健康・栄養調査、児童生徒の食生活 に関する実態調査の実施	概ね3年 に1度 年1回	各調査を 実施	—	—	各調査を 実施	—	継続	A		
	II 未来を担う子どもの食育	①	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小6 91.2% 中3 85.1%	小6 91.1% 中3 86.4%	小6 90.9% 中3 86.0%	小6 89.9% 中3 85.2%	小6 89.7% 中3 85.7%	小6 89.8% 中3 86.0%	小6 93% 中3 87%	<u>D**</u> <u>C</u>
			共食が楽しいと思う児童・生徒の割合	<H25> 小5 89.9% 中2 78.2%	小5 89.9% 中2 78.2%	—	—	小5 89.3% 中2 79.8%	—	増加	C C
			ひとり又は子どもだけで朝食を食べる 児童・生徒の割合	<H22> 小5 24.8% 中2 40.3%	小5 26.5% 中2 41.5%	—	—	小5 28.1% 中2 39.1%	—	小5 22% 中2 37%	C C

基本分野	区分	指標	ヘッスライン (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	目標値 (H29)	評価	
II 未来を担う子どもの食育	②	バランスの良い朝食を食べている児童・生徒の割合	<H22> 小5 43.5% 中2 44.2%	小5 49.9% 中2 49.6%	—	—	小5 49.9% 中2 50.8%	—	小5 50% 中2 50%	A A	
	③	学校給食での県産農産物利用率	<H23> 42.3%	42.6%	43.8%	44.3%	45.7%	45.9%	45%	A	
	④	公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の配置数	63名	61名	93名	123名	125名	123名	120名以上	A	
		保育所給食担当者研修会の開催数	10回	10回	10回	10回	10回	10回	10回	A	
III 健康づくりと食育	①	肥満者 (BMI25以上) の割合 20~69歳男性 40~69歳女性	<H22> 28.9% 15.1%	27.0% 18.7%	—	—	35.2% 19.6%	—	22% 11%	<u>C</u> <u>C</u>	
		やせ (BMI18.5未満) の割合 20~39歳女性	<H22> 25.6%	16.4%	—	—	14.3%	—	23%	<u>A</u> *	
		低栄養傾向 (BMI20以下) の高齢者の割合 65歳以上男性 65歳以上女性	<H22> 13.9% 16.5%	13.5% 19.4%	—	—	10.3% 23.6%	—	現状維持	<u>C</u> <u>D</u> *	
		しっかり噛 (か) んで食べられる者の割合	<H25> 81.8%	81.8%	—	—	79.7	—	増加	E	
		介護予防事業 (二次予防事業) 対象者の割合 栄養改善	<H22> 1.2%	1.5%	1.4%	—	—	—	—	0.9%	E
		メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合 (40~74歳) 男性 女性	<H22> 52.7% 14.2%	40.9% 14.4%	—	—	49.6% 15.1%	—	40% 10%	<u>C</u> <u>C</u>	
		高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40~74歳) 男性 女性	<H22> 73.2% 45.8%	67.6% 57.5%	—	—	68.1% 49.6%	—	55% 35%	<u>C</u> <u>C</u>	
		②	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合 (20歳以上)	<H25> 52.3%	52.3%	—	—	49.8%	—	増加	<u>C</u>
	成人1人1日当たりの食塩摂取量		<H22> 11.5g	10.6g	—	—	10.3g	—	9g	<u>B</u> *	
	野菜摂取量 (1人1日当たり) 成人 20~49歳		<H22> 320g 293g	319g 284g	—	—	304g 276g	—	350g	<u>C</u> <u>D</u> **	
	成人1人1日当たりの果物摂取量が100g未満の者の割合 男性 女性		<H22> 61.5% 44.3%	65.2% 50.2%	—	—	66.1% 49.6%	—	45% 35%	<u>C</u> <u>D</u> **	
	食事バランスガイド等の利用率 成人		<H22> 35.7%	38.0%	—	—	36.2%	—	60%	<u>C</u>	
	栄養成分表示がされた食品の利用者の割合 15歳以上		<H22> 39.6%	36.1	—	—	42.0%	—	60%	<u>C</u>	
	栄養成分表示を食事の適量を判断するために利用している者の割合 15歳以上		<H22> 22.5%	20.9%	—	—	30.7%	—	60%	<u>B</u> *	
	朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性		<H22> 20.3% 14.6% 16.3% 7.0%	28.8% 17.3% 18.8% 9.5%	—	—	38.8% 17.5% 14.9% 10.5%	—	10% (30歳代女性 は増加させない)	<u>D</u> <u>C</u> <u>C</u> <u>C</u>	
	日頃よく噛 (か) むこと意識している人の割合		<H22> 26.5%	60.7%	—	—	58.4%	—	増加	<u>A</u> **	
	③		食事バランスガイドや栄養成分などの表示をする飲食店の割合	5.3%	—	—	6.6%	—	—	5.4%以上	A
		食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の増加 食品企業 飲食店	0社 88店舗	3社 88店舗	5社 528店舗	6社 852店舗	16社 869店舗	18社 871店舗	10社 700店舗	A A	
		利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	<H23> 63.8%	66.2%	65.1%	66.1%	65.5%	※	72%	B	
		噛 (か) むことを意識した健康教育の実施市町村数	<H22> 58 市町村	—	42 市町村	37 市町村	26 市町村	※	増加	D	
								(H30.2月末)			

基本分野	区分	指標	ヘッスライン (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	目標値 (H29)	評価	
Ⅲ 健康づくりと食育	③	介護予防事業二次予防事業の栄養改善に取り組む市町村数 通所型(栄養改善単独) 訪問型(栄養改善(配食支援以外))	(H22) 12 市町村 11 市町村	13 市町村 —	10 市町村 —	— —	— —	— —	77 市町村	E E	
		健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	④	市町村管理栄養士等への研修会の開催	(H23) 10 保健福祉事務所 62 回 1,000 人	10 保健福祉事務所 64 回 893 人	10 保健福祉事務所 65 回 1,099 人	10 保健福祉事務所 71 回 1,125 人	10 保健福祉事務所 72 回 954 人	※	現状維持	A	
		特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	(H23) 10 保健福祉事務所 46 回 2,336 人 679 件	10 保健福祉事務所 51 回 2,574 人 608 件	10 保健福祉事務所 53 回 2,858 人 720 件	10 保健福祉事務所 43 回 2,635 人 700 件	10 保健福祉事務所 38 回 2,316 人 543 件	※	現状維持	C C	
		食品衛生責任者補習講習会等で食事バランスガイドや栄養成分表示等について情報提供	(H23) 23 回 2,909 人	22 回 3,621 人	23 回 3,112 人	73 回 17,028 人	23 回 3,893 人	23 回 3,123 人	現状維持	A	
		健康長寿ながの 県民減塩運動～今より1g塩を減らそう運動～	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
		介護予防事業の先進事例・好事例等の情報提供	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	A	
		家庭で料理を作る際に、時々は地元農産物を利用する割合	79.5%	83.1%	85.2%	86.7%	79.2%	79.7%	85%	B	
	Ⅳ 信州の食の理解と継承	①	食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	(H22) 小5 81.9% 中2 74.2%	小5 78.4% 中2 72.1%	—	—	小5 80.2% 中2 78.5%	—	85% 80%	C B
			作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合(15歳以上)	(H22) 50%	41.3%	—	—	47.5%	—	70%	C
「おいしい信州ふーど(風土)」の認知度			県内: 24.3% (H26) 県外: 16.0%	県内: 40.3% 県外: —	県内: 52.2% 県外: 16.0%	県内: 65.6% 県外: 16.0%	県内: 54.1% 県外: 14.0%	県内: 67.3% 県外: ※	県内: 75% 県外: 25%	B C	
②		1人1日あたり一般廃棄物排出量	(H22) 862g/ 人・日	847g/ 人・日	838g/ 人・日	836g/ 人・日	※	※	800g/ 人・日	B	
		作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合(15歳以上)(再掲)	(H22) 50%	41.3%	—	—	47.5%	—	70%	C	
		生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	(H23) 13%	15%	19%	20%	23%	※	39%	B	
		農家レストラン数	(H22) 79 店	—	—	77 店	—	—	85 店	C	
		市民農園数	(H23) 308 箇所	313 箇所	313 箇所	326 箇所	311 箇所	※	350 箇所	B	
		学校給食での県産農産物利用率(再掲)	(H23) 42.3%	42.6%	43.8%	44.3%	45.7%	45.9%	45%	A	
		グリーン・ツーリズム情報誌の発行	(H23) 20,000 部 /年	20,000 部 /年	—	—	—	—	20,000 部 /年	E	
③	食べ残しを減らそう協力店登録数	(H23) 252 店舗	279 店舗	289 店舗	440 店舗	617 店舗	(H30.1月末) 693 店舗	300 店舗	A		
	地産地消シンポジウムの開催	(H23) 1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	A		
	農産物直売所数	(H22) 814 店	827 店	809 店	788 店	805 店	※	840 店	C		
	地域の方を講師として活用している小学校の割合(稲作り)	81.6%	75.9%	—	—	—	—	現状維持	E		
	地域における農業体験実施団体への支援	(H23) 延べ17 団体	延べ41 団体	延べ48 団体	延べ51 団体	延べ51 団体	延べ51 団体	延べ50 団体	A		

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	H29	目標値 (H29)	評価
IV 信州の食の 理解と継承	④	都市農村交流人口	〈H23〉 549,210 人	608,073 人	599,351 人	604,427 人	624,909 人	※	600,000 人	A
		長野県食品衛生監視指導計画に基づく 食品事業所への立入検査等の実施	毎年度計 画を策定 し、実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続	A
		小売店等への食品表示調査件数	〈H23〉 713 件	581 件	484	422 件	353 件	※	720 件	D
		生産者 G A P に取り組む J A 生産部 会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	15%	19%	20%	23%	※	39%	B
		信州の環境にやさしい農作物認証面積	〈H23〉 1,594ha	1536ha	1,627ha	1,763ha	1,926ha	※	2,200ha	B
		食べ残しを減らそう協力店登録数（再 掲）	〈H23〉 252 店舗	279 店舗	289 店舗	440 店舗	617 店舗	〈H30.1 月末〉 693 店舗	300 店舗	A
		信州伝統野菜の認定・支援事業の実施	〈H23〉 認定 28 件 料理発表 2 回	認定 31 件 料理コンク ル 1 回	認定 43 件 料理コンク ル 1 回	認定 43 件 料理コンク ル 1 回	認定 46 件 料理コンク ル 1 回	認定 47 件 料理コンク ル 1 回	継続	A A
		信州の味コンクールの開催	〈H23〉 50 作品	実施 70 作品	実施 50 作品	実施 50 作品	実施 51 作品	実施 36 作品	継続	A

3 用語の解説（50音順）

【あ行】

●オーラルフレイル

加齢による咀嚼や嚥下等の口腔機能低下の前段階を表す「口のトラブル」。

●おいしい信州ふード

本県の素晴らしい農畜産物の魅力を県民一人一人が共有し、それぞれが情報発信する県民運動として平成23年から取組を開始しているもの。

県内で生産された農畜水産物及び主原料が信州産の加工食品、信州に根差した郷土食、加工食品のいずれかと定義し、信州ならではの食を広く取り込み、発信。

【か行】

●共食

家族や友人や地域の人など“誰かと一緒に食べる”こと。食事を食べる以外にも、献立を考えたり、一緒に料理を作ることも含まれる。

●郷土料理や伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例)おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、スunki漬け、五平餅など。

【さ行】

●食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体(農村女性ネットワークながの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等)の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

●食の“地産地消”

地産地消の考え方に加えて、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産しようという考え方にに基づき、県内で消費する農畜産物について、県外産から信州産へ置き換えを推進する取組。

●信州ACE(エース)プロジェクト

しあわせな暮らしの基礎となる県民一人ひとりの健康を更に増進するため、長野県の健康課題である脳卒中などを予防を目的に生活習慣の改善に取り組む「県民運動」。A は「Action(体を動かす)」、C は「Check(健診を受ける)」、E は「Eat(健康に食べる)」を表す。

●信州こどもカフェ

学習支援や食事提供を核に、悩み相談、学用品のリユース等の様々な機能を持ち、継続的に開催する子供の居場所の総称(愛称)。

●専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

●持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた国連加盟国が掲げた17の目標。

【な行】

●長野県版エシカル消費

持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動を指す「エシカル消費」に、健康長寿県である本県独自に「健康」もその内容として加え、強調したもの。

●20歳以上年齢調整値

年齢構成の違いによる影響を除外して比較するため、平成17年国勢調査男女計人口を基準にして年齢調整した値。

【は行】

●HACCP

食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なチェックポイントを定め、このチェックポイントを確認することにより、最終製品の安全性を保障するシステム。

●フレイル(虚弱)

加齢とともに、心身の活動(例えば、筋力や認知機能など)が低下し、生活障がい、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。

【ま行】

●無形文化遺産

芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。

4 食育基本法

食育基本法(平成17年法律第63号)
(最終改正:平成27年9月11日法律第66号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の

念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、

積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動

等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について

準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施

策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化

等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 信州の食を育む県民会議設置要綱

(目的)

第1 長野県食育推進計画に基づく本県における食育の施策に関し、幅広い機関・団体や県民の参画を得て、多面的、持続的な食育実践活動を展開するため、信州の食を育む県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 本要綱で「食育」とは、健康、教育、農業をはじめとする産業、伝統・文化等の視点を幅広く含む「食」の大切さを様々な経験を通じて認識し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間を育むことをいう。

(所管事務)

第3 県民会議は、食育の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進目標に関する事項
- (3) 子どもから高齢者までの健全な食生活の実現を図るための普及・啓発に関する事項
- (4) 地域の食文化の伝承、望ましい食習慣、食の安全、地産地消等食育に関する情報の提供・交換に関する事項
- (5) 食育の推進のための地域、関係機関・団体における取組及び連携に関する事項
- (6) その他食育の推進のために必要な事項

(組織)

第4 県民会議は、別表1の機関・団体及び有識者で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、知事を持って充てる。
- 4 副会長は、構成員の中から若干名置く。

(会議)

第5 会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 県民会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の県庁食育関係課で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部健康増進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 県民会議の事務局は健康福祉部健康増進課に置き、農政部農業政策課農産物マーケティング室、教育委員会保健厚生課との分担と連携により運営する。

(地域連絡会議)

第8 県民に身近なところで食育の関係機関・団体が、連携して食育に取り組むため、各圏域に次のとおり地域連絡会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議は、県民会議構成員の所属する組織の支部の他、地域において食育推進に係る関係者で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、保健福祉事務所長が招集し、主宰する。
- (3) 地域連絡会議では、県民会議の方針を踏まえ、地域の実践活動が活発化するための具体的な方策を検討する。
- (4) 地域連絡会議の事務局は、保健福祉事務所健康づくり支援課内に置き、地方事務所農政課、農業改良普及センター、教育事務所との分担と連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
 この要綱は、平成25年6月10日から施行する。
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成27年1月13日から施行する。
 この要綱は、平成28年1月19日から施行する。
 この要綱は、平成29年2月13日から施行する。

(別表1 信州の食を育む県民会議構成団体)

構成団体名			
医療・保健等 関係	一般社団法人 長野県医師会	流通消費 者関係	長野県生活協同組合連合会
	一般社団法人 長野県歯科医師会		長野県消費者の会連絡会
	公益社団法人 長野県栄養士会	農業関係	一般社団法人 長野県農業会議
	一般社団法人 長野県調理師会		長野県農業協同組合中央会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会		長野県農村文化協会
	公益社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部		関東農政局
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会	食育ボラン ティア	長野県食生活改善推進協議会
	長野県中学校長会		農村女性ネットワークながの
	長野県高等学校長会		長野県農村生活マイスター協会
	一般社団法人 長野県保育連盟	市町村	長野県市長会
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・ 認定こども園協会		長野県町村会
	長野県学校保健会栄養教諭・ 学校栄養職員部会		長野県市町村教育委員会連絡協議 会
	長野県PTA連合会	県	長野県教育委員会
	公益財団法人 長野県学校給食会		長野県

(別表2 幹事会)

構 成 課 ・ 職 名	
企画振興部 総合政策課長	環境部 資源循環推進課長
県民文化部 くらし安全・消費生活課長	産業労働部 産業政策課長
県民文化部 こども・家庭課長	農政部 農業政策課長
県民文化部 私学・高等教育課長	農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長
健康福祉部 健康福祉政策課長	農政部 農業技術課長
健康福祉部 健康増進課長 (事務局)	農政部 農村振興課長
健康福祉部 保健・疾病対策課長	林務部 信州の木活用課長
健康福祉部 食品・生活衛生課長	教育委員会事務局 教学指導課長
環境部 環境政策課長	教育委員会事務局 保健厚生課長

6 長野県食育推進計画評価策定委員会設置要綱

(目的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康増進を図ると共に、豊かな人間性を育むための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画（第2次）（以下「2次計画」という。）の評価及び長野県食育推進計画（第3次）（以下「3次計画」という。）の策定にあたり、幅広い分野の有識者等から広く意見を聞くため、「長野県食育推進計画」評価策定委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 2次計画の評価に関すること。
- (2) 3次計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育の推進に係る団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5 会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康増進課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年6月14日から適用する。

長野県食育推進計画評価策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
医療・保健等関係	岡田 啓治	一般社団法人 長野県医師会
	園原 規子	公益社団法人 長野県栄養士会
	山越 信治	一般社団法人 長野県調理師会
	和田 啓子	一般社団法人 長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・学校等関係	霜田 里美	長野県小学校長会
	塚本 久子	一般社団法人 長野県保育連盟
	大星 充子	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	丸山 剛	長野県農業協同組合中央会
	三澤 いく子	農村女性ネットワークながの
地域活動	六波羅 弘美	長野県食生活改善推進協議会
市町村	種田 厚子	松本市健康福祉部健康づくり課
有識者	廣田 直子	松本大学大学院 健康科学研究科
公募委員	胡桃澤 尚乃	
	高橋 奏子	

7 長野県食育推進計画（第3次）策定経過

(1) 長野県食育推進計画評価策定委員会

開催日	主な会議内容
① 平成 29 年 7 月 25 日	長野県における食育の現状 長野県食育推進計画（第2次）の評価と課題について
② 平成 29 年 9 月 19 日	「長野県食育推進計画（第3次）」（素案）の基本理念について
③ 平成 29 年 11 月 17 日	「長野県食育推進計画（第3次）」（素案）について

(2) パブリックコメントの実施（平成 29 年 12 月 27 日～平成 30 年 1 月 26 日）
意見等の提出数 31 件

(3) 部局長会議（平成 30 年 3 月 23 日）
「長野県食育推進計画」（第3次）を決定。

8 食育推進担当窓口

●信州の食を育む県民会議事務局

担当課名 (県庁内)	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
健康福祉部 健康増進課	TEL 026-235-7116 FAX 026-235-7485	Eメール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kensei/soshiki/soshiki/kencho/choju/index.html
農政部 農業政策課農産 物マーケティング室	TEL 026-235-7217 FAX 026-235-7393	Eメール marketing@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/kensei/soshiki/soshiki/kencho/marketing/index.html
教育委員会 保健厚生課	TEL 026-235-7444 FAX 026-234-5169	Eメール hokenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/goannai/soshiki/hoken.html

●地域食育推進連絡会議事務局

事務局	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0267-63-3163 FAX 0267-63-3221	Eメール sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuho/
上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0268-25-7154 FAX 0268-23-1973	Eメール uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/index.html
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0266-57-2926 FAX 0266-57-2953	Eメール suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaho/index.html
伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-76-6836 FAX 0265-76-7033	Eメール inaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/inaho/index.html
飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-53-0443 FAX 0265-53-0469	Eメール iidaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/iidaho/index.html
木曽保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0264-25-2232 FAX 0264-24-2276	Eメール kisocho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kisocho/index.html
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0263-40-1938 FAX 0263-47-9293	Eメール matsuhoko-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuhoko/index.html
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0261-23-6526 FAX 0261-23-2266	Eメール omachiho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiho/index.html
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 026-225-9045 FAX 026-223-7669	Eメール nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0269-62-6311 FAX 0269-62-6036	Eメール hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuho/index.html

●国の関係省庁窓口一覧

府省庁名等	電話・FAX	ホームページアドレス
関東農政局経営・事業支援 部地域食品課	TEL 048-740-5276 FAX 048-740-0081	http://www.maff.go.jp/kanto/index.html
消費者庁消費者教育・地方 協力課	TEL 03-3507-8800 (代表)	http://www.caa.go.jp/about_us/about/
内閣府 食品安全委員会事 務局	TEL 03-6234-1166	http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www.fsc.go.jp/
文部科学省 初等中等教育 局健康教育・食育課	TEL 03-5253-4111 (代表)	http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm
厚生労働省 健康局健康課	TEL 03-5253-1111 (代表)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/index.html
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	TEL 03-3502-8111 (代表)	http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/index.html

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

長野県食育推進計画（第3次）

平成30年（2018年）3月発行

編集発行 長野県健康福祉部

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

健康増進課

電話：026-235-7116

FAX：026-235-7485

E-mail：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp